

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
農地法（昭和27年法律第229号） 第51条第1項	違反転用に対する処分	農業委員会事務局

- 1 処分基準は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1 第15第1項に定める基準とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。